

I 年次報告書の考え方

1 年次報告書について

「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下、第三次行動プラン）は、「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成9（1997）年10月施行）に基づき策定した「三重県人権施策基本方針」（平成27（2015）年12月改定）をさまざまな主体で着実に推進していくものです。

人権施策の進捗管理については、第三次行動プランに基づく取組状況を「年次報告書」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討等に活用することとしています。

今回の年次報告書は、令和元（2019）年度を取組状況について取りまとめました。

なお、第三次行動プランでは、進捗管理を客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととしています。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけて推進することとしています。

施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

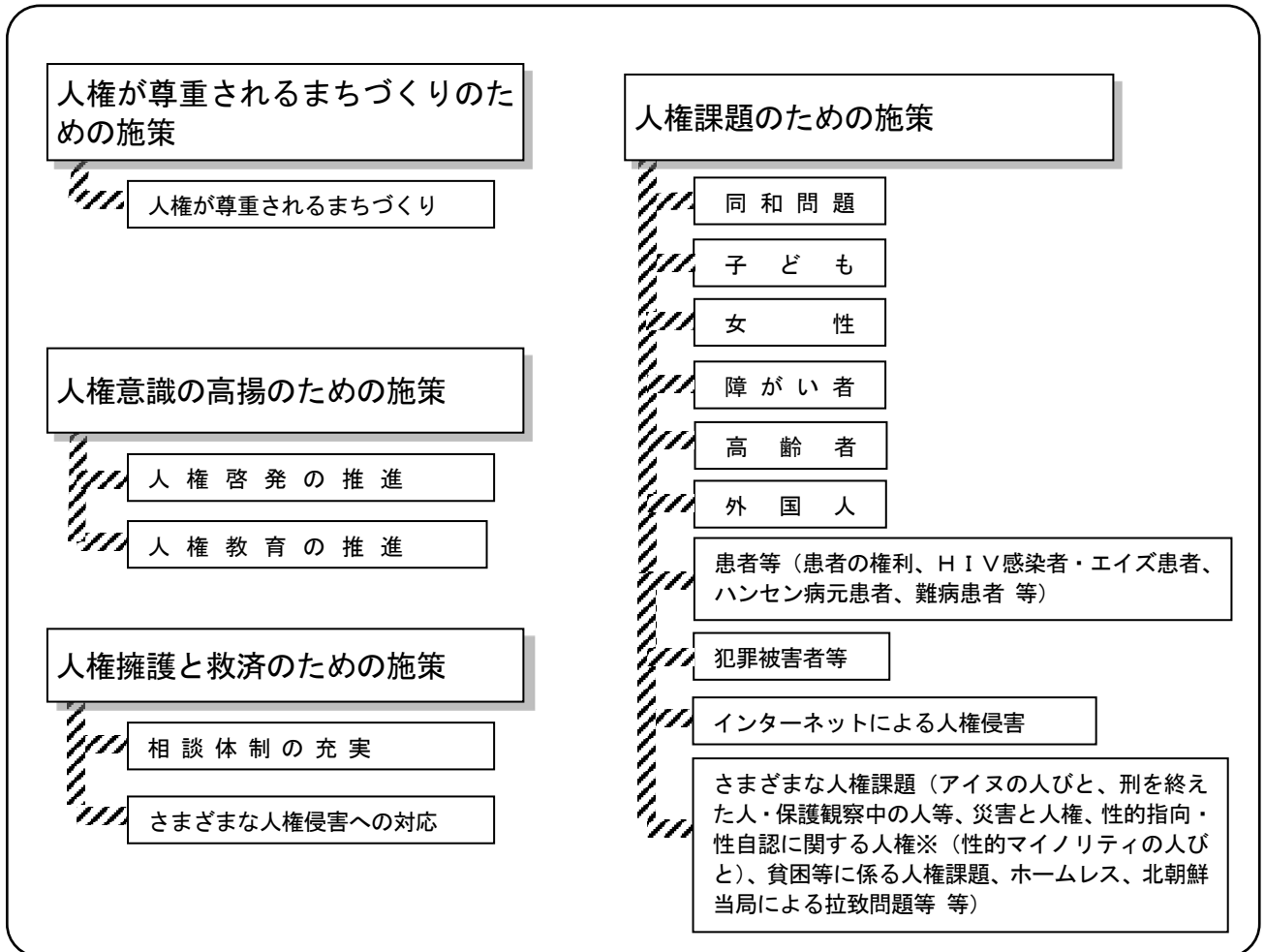
施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

【「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」施策体系図】



※社会状況等の変化に伴い、基本方針のさまざまな人権課題の「性的マイノリティの人びと」については、「性的指向・性自認に関する人権」と表現しています。